

# 令和4年度 指定管理者評価結果票

所 管 課	健康福祉部 障害福祉課
評価対象期間	R4.4.1 ~ R5.3.31

## 1 基本情報

施設概要	名 称	岐阜県立三光園
	所在地	山県市大桑3606
指定管理者	名 称	社会福祉法人岐阜県福祉事業団
	構 成 員	—
	所在地	岐阜市下奈良2丁目2番1号
	指定期間	R3.4.1 ~ R8.3.31
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項の規定により、身体障害者につき施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う業務。</li> <li>・障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者に係るものを除く。)を行う業務。</li> <li>・施設の管理に関すること。</li> <li>・その他仕様書に定めること。</li> </ul>	

## 2 利用状況を把握するための指標

指標	利用者数 (単位:人)
R2	1,602
R3	1,315
R4	1,227

## 3 令和4年度の収支状況

(単位:千円)

収 入 計	290,028
利用料金	288,488
指定管理料	0
そ の 他	1,540
支 出 計	255,225
人 件 費	175,356
施設管理費	22,207
そ の 他	57,662
差 引	34,803
納 付 金	0

## 4 前年度の評価員会議の主な意見及び対応

前年度の評価員会議の主な意見	対応状況
・アフターコロナに向けて地域社会との連携強化、ボランティア等の開発に努めてほしい。	・地元自治会との連携や集会場での作品展示等、感染症対策をしながらも地域との関わりを保てるように努めている。また、行事等への参加はなくなったものの、近隣施設とは地域の防災会議等を通じて、顔の見える関係作りを継続している。
・地域移行を進めるにあたって利用者の意思決定支援や計画相談、行政、関係機関との連携を図りながら訓練、体験、相談などを進めていっていただきたい。	・利用者自身が望む生活について、計画相談を中心として、意見を聞き取り、サービス計画等に反映させて支援に努めている。また、オンラインによる自立支援協議会等で意見・情報交換を行っている。

## 5 評価員会議による評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	評価員の主な意見
管理基準の充足状況	3.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の研修・会議や利用者要望・意見等、施設全体の人に対するきめ細やかな対応が目立って評価できる。</li> <li>・職員のスキルアップ・研修等に取り組んでおり、評価できる。</li> <li>・個別支援計画の作成について、利用者が同席するだけでなく、科学的な視点と利用者の意見を引き出す工夫が必要である。</li> </ul>
設置目的の充足状況	3.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスター発生のコロナ禍において、利用者との交流に努めたことについて評価できる。</li> <li>・施設の在り方に関する中長期的な計画を作成して、トラブルの発生に備えることが望まれる。</li> <li>・利用者の重度化、要医療者が増える中、それに関連する事故がみられる。</li> </ul>
公共性の確保の状況	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者減の中で、利用者への個別的な支援の提供に努めたことについて評価できる。</li> <li>・事件・事故の発生において人的要素が介在していることから、人事に関する中長期的な計画を作成して、トラブルの発生に備えることが望まれる。</li> <li>・ヒューマンエラー・その他事故対応の改善が望まれる。</li> </ul>
経営状況	3.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員50人規模の入所施設であるが、コロナ禍でも収支状況は大幅黒字となっている。</li> <li>・今後、さらに施設の老朽化に伴う修繕等が増加することから、その予算を確保することが望ましい。</li> </ul>
派生的効果	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍の中で地域との関わりの維持に努めたことについて評価できる。</li> <li>・利用者や地域から意見をもらうシステムができていますのでさらに内容・回数を実質的なものとするが良い。</li> </ul>

### <評価基準>

5	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている
4	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている
3	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている
2	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や改善を要する
1	改善を要する

## 6 県による評価結果

最終評価	評価の考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定書に定めるサービス水準を満たし、適切に管理されている。</li> <li>・利用者の様々な希望に寄り添った支援をすることで、利用者がより快適に生活できるような運営に努めている。</li> </ul>

### <評価基準>

S	優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている
A	優れた管理運営がなされている
B	適正な管理運営がなされている
C	改善を要する